2012.07.20 号

上野税理士法人KAIGOニュース

ネットワーク・結

企画・発行　上野税理士法人
〒１０８－００７４　東京都港区高輪２－６－２１　TEL ０３－６４５０－２１７３　FAX ０３－６４５０－２１７４
E –mail: info@care-mas.com　http://www.care-mas.com

C-MAS セミナー情報

9/12(水)　「経営者と職員が自信を持って仕事をするために！
平成24年度 実地指導のポイントと準備」
講師: 小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)
会場: 港区立商工会館 【JR 浜松町駅、地下鉄大門駅より徒歩約７分】

■お知らせ■介護職員処遇改善加算の注意点

ご存じの通り、この４月から介護職員処遇改善「交付金」が「加算」に変わりました。「加算」であるということは、介護報酬規程に組み込まれるため、算定要件を満たしていない場合、不正請求として返還対象となります。

まず最初に、当たり前のことではありますが、看護職員や機能訓練指導員等はこの加算の対象ではありません。

また、「給料以外の処遇改善」は、実施するだけでなく、その内容と金額を全ての介護職員に周知する必要があります。

「介護職員処遇改善計画」も同様です。この加算を取っている事業者の方は役所に提出しているはずですが、提出するだけ終わってはいけません。全ての介護職員に周知しなければならない規程になっているのです。

キャリアパス要件では、多くの事業者の方が介護職員の講習費用を負担するという簡便的な方法で要件を満たしていると思いますが、ただ単に費用を負担して終わりではなく、領収書の提示を求められることがあるので注意が必要です。

また、今までの交付金は平成２０年の１０月が基準点でしたが、今回の加算は平成２３年の４月から今年２４年の３月までです。
平成２３年度の給与賃金総額から、平成２３年度の介護職員処遇改善交付金受給額を引き、これから１年間もらう加算の金額を足したもの、と、これから１年間実際に支払った介護職員の給料手当を比べ、実際に払ったほうが多くなければいけません。
ただし、途中で退職した職員分は２３年度分から引かなければならず、また、途中で入社した職員分は足すという作業が必要になりますので、これも注意が必要です。

定期巡回・随時対応サービスのモデル事業報告

厚生労働省のホームページに、平成２４年４月から始まった新サービス「定期巡回・随時対応サービス」についての掲載があります。

－平成２４年６月末時点での実施状況
－先立って行われたモデル事業の報告
　モデル事業の結果概要
　モデル事業実施の各市区町村からの報告書
－定期巡回・随時対応型訪問サービスのあり方に関する調査研究事業報告書

事業をご検討の方には参考になると思いますので、一度目を通してみてはいかがでしょうか。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/teikijunkai.html
（厚生労働省ホームページ）

ご案内

当会のセミナー等でお馴染みの小濱道博先生が執筆された専門書がいくつか発売されました。

■ 専門書
介護福祉経営士テキストシリーズ【基礎編（Ⅱ）】（全４巻）のうち、
『【第２巻】介護報酬制度／介護報酬請求事務
―― 基礎知識の習得から実践に向けて』
出版社　JMP 日本医療企画

■ 専門書
『2012～2014 年度対応「まるわかり！ 介護報酬改定」重要ポイント解説と経営シミュレーション』
出版社　JMP 日本医療企画

■ 談話が掲載されています
『図解　デイサービス開業と経営実践ガイド: 地域密着で成功する』（著者　辻川 泰史）
出版社　誠文堂新光社

詳しくはお気軽にお問い合わせください。
info@care-mas.com